

○感染症および食中毒の予防及びまん延防止のためのマニュアル

1 事業所における感染対策に関する目的と基本的な考え方

ふろしきは、利用者及び従業者等の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症および食中毒発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのためにふろしきでは、感染症および食中毒の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるように本指針を定める。

2 注意すべき主な感染症

ふろしきが予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3 感染症および食中毒発生時の具体的対応

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル等に沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策(接触感染、飛沫感染、空気感染)を追加して実施する。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに指定の行政機関に報告する。特定の感染症が集団発生した場合、保健相談所などと連携を図り対応する。

(1) 平常時の対策

1. 事業所内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理)

当事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、事業所内の衛生保持に努める。また、手洗い場、トイレ等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の維持に努める。

2. 支援にかかる感染症対策(標準的な予防策)

訪問介護の現場では、職員の検温・手洗い、手指の消毒を徹底し、マスク・エプロン・三角巾を着用する。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を

払い適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

3. 手洗いの基本 研修等で随時手洗いの基本を確認する。

4. 消毒液の適正な使用 利用者宅訪問前後、移動支援の前後に手指消毒を行う。

(2) 発生時の対応

万が一感染症および食中毒が発生した場合は、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図る。

1. 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、管理者に相談・報告を行う。

2. 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するための対応を速やかに行う。

3. 医療機関や保健所、区の関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、関係機関(協力機関、保健所)に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとる。

4. 関係者への連絡

関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

4 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。ふろしきでは法人として感染症対策委員会を設置し、サ責・コーディネーター会議内に感染症対策委員会を設置する。

① 感染症対策委員会は管理者およびサービス提供責任者が招集する。

② 委員会は、定期的（半年に1回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。

③ 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

ア 事業所内感染対策の立案

イ 指針・マニュアル等の整備・更新

ウ 利用者及び従業員の健康状態の把握

エ 感染症発生時の措置（対応・報告）

オ 研修・教育計画の策定及び実施

カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

5 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

（1）新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

（2）定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。

（3）訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

6 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。